

第 54 回 議会改革推進特別委員会

令和 7 年 9 月 24 日 (水)
9 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
沖田委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
【議長団・委員外議員】 笹田議長
【事務局】 下間局長、濱見書記、小寺書記
-

議題

- 1 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について
 - (1) 「検証手法のたたき台」(案) について
 - (2) 議長への報告内容確認 (第 13 回報告)

- 2 申し送り事項について
 - (1) 内容について

- 3 特別委員会の中間報告について
 - (1) 報告内容について

(案)

議会の提案等に係る検証手法

令和7年9月

浜田市議会

第1 検証の目的

議会の提案等について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及び社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。

第2 議会の提案等とは

議会の提案等とは、以下に掲げるものとします。なお、必要に応じて項目の見直しを行います。

- 1 委員会提案条例及び議員提案条例（以下「提案条例等」という。）
- 2 議会または委員会による政策提言等
- 3 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情
- 4 委員会代表質問

第3 提案条例等の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。なお、対象となる提案条例等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した提案条例等について

ア 浜田市議会におけるこれまでの条例制定実績

分類	条例名	制定年月	所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	平成 19 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市地産地消推進条例	平成 21 年 3 月	産業建設委員会
	浜田市中企業・小規模企業振興基本条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市地酒で乾杯条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年 9 月	福祉環境委員会
議会の内部的事項を定めた条例	浜田市議会政務活動費の交付に関する条例	平成 17 年 10 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員政治倫理条例	平成 20 年 6 月	議会運営委員会
	浜田市議会基本条例	平成 23 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	平成 25 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会の会期等に関する条例	平成 30 年 12 月	議会運営委員会
	浜田市議会個人情報保護に関する条例	令和 5 年 3 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	令和 5 年 9 月	議会運営委員会

イ これまでに制定した提案条例等のうち検証の対象とするもの

これまでに制定した提案条例等のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見

直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「浜田市議会議員政治倫理条例」と「浜田市議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考) 第1回目の検証の対象となる条例

検証の対象となる条例	検証主体
浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	議会運営委員会
浜田市地産地消推進条例	産業建設委員会
浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	産業建設委員会
浜田市地酒で乾杯条例	産業建設委員会
浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	福祉環境委員会
浜田市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
浜田市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する提案条例等について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会において承認されたものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、一般選挙を経た任期開始後、本検証手法をたたき台として全議員で協議・決定した上で、適切な時期に開始するものとします。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の12月定例会議から各委員会において、検証対象とした提案条例等を対象として実施するものとします。第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当該議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。ただし、議会基本条例については、前項のとおりです。

なお、検証実施日から1年以内に施行された提案条例等については、

議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 議会における検証

個々の委員（議員）が、提案条例等の実施状況を確認し、必要に応じて執行部からその成果や課題等を情報収集し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(2) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(3) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

5 検証後の対応

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した提案条例等について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

第4 議会または委員会による政策提言等の検証手法について

1 浜田市議会が直近5年間に実施した提言等の実績

提言等の概要	提言時期	所管委員会
農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和2年9月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和2年9月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年2月	福祉環境委員会
こどもの可能性を育む幼児教育について	令和3年5月	総務文教委員会
中山間地における安全・安心対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和3年5月	産業建設委員会
浜田漁港周辺エリアの活性化に関する提言	令和3年7月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和3年8月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年9月	福祉環境委員会
多様性社会の推進について	令和4年11月	総務文教委員会
不登校児童生徒への支援について	令和5年9月	総務文教委員会
産業関係における問題・課題解決についての建議書	令和5年10月	産業建設委員会
就労支援を含めた障がい者支援について 重層的支援体制整備事業の取組について	令和5年10月	福祉環境委員会
協働のまちづくりについて【協働のまちづくり推進特別委員会】	令和6年2月	総務文教委員会
持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸について	令和7年3月	福祉環境委員会

2 提言等の検証手法について

(1) 検証の対象

ア これまでに実施した提言等

過去に実施した提言等の検証については、その全てを検証対象とするのではなく、各所管委員会で判断することを基本とします。検証対象の範囲や手法については、おおむね過去2年間程度を目安とし、各所管委員会で協議し決定します。

イ 今後実施する提言等

今後、議会または委員会が実施する提言等については、原則として検証の対象とします。

(2) 実施状況等に関する執行部からの報告

議会または委員会が実施した提言等については、毎年度、9月定例会議の開会日までに、その前年度の4月1日から3月31日までの間に実施し

た提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

実施状況等の報告を受ける提言の範囲（期間）のイメージ

令和 7 年度													令和 8 年度						
…	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		報告を受ける提言等の対象期間																	実施 状況 報告

(3) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、各常任委員会において検証を行うときは、基本的に所管事務調査として実施することとします。また、対象となる提言等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とします。所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論します。

(4) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言等を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(参考) 文例

「なお、本提言については、原則として令和●年9月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめご承知おきください。」

(5) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要があるときは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案条例の検証に準じます。

第5 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情の検証手法について

1 浜田市議会が今期4年間で採択した請願及び委員会が採択した陳情

請願内容	請願時期	付託委員会	本会議 審議結果
精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について	令和4年3月	福祉環境委員会	採択
地方における鉄道政策に関する請願について	令和4年3月	総務文教委員会	採択
子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について	令和4年6月	福祉環境委員会	採択
加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	令和4年9月	福祉環境委員会	一部採択
浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	令和5年6月	総務文教委員会	採択
森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	令和5年9月	産業建設委員会	採択
サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	令和6年3月	総務文教委員会	採択
治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	令和6年6月	産業建設委員会	採択
学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	令和6年9月	総務文教委員会	採択
訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	令和6年9月	福祉環境委員会	採択
国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について	令和7年3月	総務文教委員会	採択

陳情内容	陳情時期	委員会	委員会 審議結果
	(記載省略)		

2 請願・陳情等の検証について

(1) 今後の方向性

請願・陳情については、所管の常任委員会において、所管事務調査などを通じて、その後の進捗や対応状況について執行部に確認・質疑する仕組みが機能しています。また、議会基本条例においても、市長等に対しその趣旨の実現を求め、事後の報告を求める規定があります。

以上の点から、請願・陳情については、現行制度での対応を基本と

し、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。ただし、各委員会が必要と判断した場合には、この限りではありません。

※ 留意事項

議会基本条例に事後の報告を求める規定があるものの、その解釈や運用が必ずしも十分ではなかったとの指摘もあり、次期議会において改めて共通認識を図る必要があります

第6 委員会代表質問の検証手法について

1 浜田市議会がこれまでに実施した委員会代表質問の実績

質問項目（大項目）	質問時期	委員会
1 障がい者支援について	令和5年3月	福祉環境委員会
1 「道の駅」ゆうひパーク浜田の今後について		産業建設委員会
1 就労支援を含めた障がい者支援について	令和5年6月	福祉環境委員会
1 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業のあり方について		産業建設委員会
1 誰ひとり取り残さない支援体制の充実について	令和5年9月	福祉環境委員会
1 ポスト・コロナ時代の支援策について		産業建設委員会
1 市内建設業者及び労働者の現状について 2 災害対応及び除雪対応について 3 市の建設業に関連する予算及び事業について 4 未対応危険箇所について	令和6年12月	産業建設委員会

2 委員会代表質問の検証について

(1) 今後の方向性

委員会代表質問は、常任委員会の専門分野の重要な課題などについて行われます。そのため、質問の内容や執行部の答弁は、その後の常任委員会における一連の活動の中で扱い、その目的が達成されているかどうかを判断し、政策提言や新たな取組課題へと発展・反映されるべきものです。

このように、委員会代表質問は委員会活動の中で完結すべき性質のものであり、これのみを切り出して別途検証する必要性は低いと考えられるため、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。

議会改革に関する検討結果

第 13 回報告書

令和 7 年 9 月

議会改革推進特別委員会

令和7年9月24日

浜田市議会議長 笹田卓様

議会改革推進特別委員会
委員長 牛尾昭

議会改革に関する検討結果について（第13回報告）

当委員会で定めました下記の議会改革の検討項目について、会派での議論や意見を踏まえ、複数回にわたり議論して参りましたが、議員間での合意形成が図られていない事項もあり、当委員会としての最終結論に至っておりません。

つきましては、改選後の議会において、引き続き議論及び検討していただきますようお願いいたします。

記

【検討項目】市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

議会の提案等について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及び社会情勢の変化等に即したものとすることを目的に「議会の提案等に係る検証手法（案）」（別添のとおり）を作成した。

改選後の議会において、本手法案をたたき台とし、議会基本条例を基軸に、実効性のある検証の仕組みを構築するための建設的な議論を行い、議会全体での合意形成を図りながら、さらなる検討をお願いする。

(案)

次期議会への申し送り事項について

次期議会において、必要に応じて特別委員会を設置する等して、下記の事項について十分な協議や調査・検討を行っていただきますよう申し送ります。

記

1 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について

住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するため、次の2項目を中心に具体的な検討をお願いします。

1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上
2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実

2 議会活動を反映した取組について

内容が3の項目に類似しているところがある

各種意見交換会や採決結果を反映した議会の取組が必要

- ・意見交換等が出た意見を一般質問に反映させる必要がある
- ・請願の採決結果について、議会基本条例の規定にあるように、各委員会が執行部に向けて追跡、確認するべき

3 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について

令和7年9月に議会改革推進特別委員会において「議会の提案等に係る検証手法（案）」（別添のとおり）を作成した。本手法案をたたき台とし、議会基本条例を基軸に、実効性のある検証の仕組みを構築するための建設的な議論を行い、議会全体での合意形成を図りながら、さらなる検討をお願いします。

4 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

個人一般質問や委員会代表質問を通じて行った議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける取組について検討をお願いします。

なお、前提として議員間討議の活性化等についての更なる検討が必要である。

令和 7 年 9 月 定例会議 議会改革推進特別委員会 中間報告

令和 7 年 9 月 29 日

本特別委員会は、「浜田市議会の議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うこと」を目的に令和 3 年 11 月 2 日に設置されました。

令和 5 年 6 月の中間報告以降も、委員会で定めた調査・検討項目について優先順位をつけながら精力的に議論を重ねてまいりました。約 4 年間で計 54 回の会議を開催しており、特別委員会で検討結果が出たものについては、随時、検討結果報告として議長へ報告し、必要に応じて議会運営委員会や全員協議会において議員の皆さんへ周知しながら実施しておりますが、以下、概要を報告いたします。

まずは、前回の中間報告以降、検討により実施、策定、または結論に至った 11 項目についてです。

議員選出監査委員の廃止については、議員としての視点を監査に生かす意義は大きいと判断し、廃止はせず、監査委員から議会へ決算審査意見書等の内容説明を行うなど、議会と監査をつなぐ仕組みを構築することで、監視機能の充実強化を図ることとし、近定例会議でも説明いただきました。

議会における ICT の活用と推進については、議員・事務局間の情報共有や連絡調整の効率化を図るため、ビジネスチャットツール「LINE WORKS」を導入しました。なお、電子採決システムについては、費用対効果などを鑑み、現時点での導入は見送ることとしました。

政務活動費については、議員の調査研究活動の機動性を確保するため、市内の自家用車移動にかかる車賃（1kmにつき 23 円）を政務活動費の対象経費とする運用を導入しました。なお、前払いへの変更については、透明性の確保を重視し、引き続き精算払いとすることを確認しました。

一般質問における議員の資料発信については、質問内容の可視化とペーパーレス化を推進するため、従来の説明用パネルに代わり、タブレット端末で作成した資料を議場のモニター等に表示する手法

に変更し、「浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領」を新たに決めました。今定例会議でも2人の議員が使用されました。

議会図書室の整備と市民開放については、議員の調査研究活動を活性化させるため、オンライン研修等に対応可能なパソコンを常設するとともに、浜田市立中央図書館の「団体貸出」制度を活用し、年4回、特定のテーマに沿った書籍を配架する取組を開始しました。また、議員が所有する書籍を共有する「シェアする議会本棚」も設置しました。

島根県立大学との連携については、市と大学が締結している連携協力協定に議会の活動も含まれていることを確認し、新たな包括協定の締結は見送ることとしました。今後は、既存の枠組みの中で、共同研究や意見交換会などを通じて連携を深めてまいります。

議会による事務事業評価については、決算審査と次年度予算編成を連動させ、議会の監視機能を強化することを目的として導入を検討しました。評価シートを用いて事業を可視化し、評価結果を議会評価意見書として市へ提出するもので、令和6年9月定例会議の決算審査において試行実施し、今定例会議で本格的に実施し、**(未確定) 決議として議会評価意見書を提出しました。**

政策討論会のあり方については、各委員会での調査結果や少数会派の意見などを議会全体の政策提言へと昇華させる重要な場であると再確認し、提言書の完成前に開催するなど、合意形成の過程を重視した積極的な活用を図っていくことで認識を共有しました。

文書質問については、浜田市議会が通年会期制を採用しており、閉会期間がなく、常任委員会や全員協議会等で随時質疑を行える環境にあることなどから、現時点での導入は見送ることとしました。

建築物検討委員会については、市の建築物等の取得や更新に議会が早期に関与することを目的として検討しましたが、新たな委員会は設置せず、既存の常任委員会や全員協議会における質疑や自由討議の中で、必要性や地域性、住民意思の反映など多角的な視点から議論を深めていくこととしました。

市への要望・提言等に対する対応状況の検証については、議会が行った提案の実効性を高めるため、条例や政策提言などがその後どのように取り扱われているかを事後的に検証する仕組みの構築を検討しました。検証の対象や手法、スケジュールなどについて、現時

点で決めたことと、次の議会で決めていただきたいことをまとめ、9月24日に議長へ報告書を提出しました。

続いて現在、検討中の1項目についてです。

一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組については、議員個人の一般質問や代表質問で行われた政策提言を議会全体としての政策提言へと結び付ける仕組みについて検討しています。前提として議員間討議のさらなる活性化を図ったうえで、その実現可能性について検討を重ねています。

さて、この4年間は、特別委員会と各会派がキャッチボールをしながら、そして、議会事務局ともチーム議会を掲げながら精力的に改革を進めて参りました。こうした多岐にわたる改革の取組が評価され、早稲田大学デモクラシー創造研究所が全地方議会を対象に実施した議会改革度調査2024において、浜田市議会は、1,544議会の中で全国第2位という大変高い評価を得ることができました。この結果は、議会改革を掲げて善政競争に切磋琢磨してきた我々にとりまして、至誠通天の極みと言えます。

これまでの活動にご協力いただいた全議員、執行部、そして市民の皆様に、深く感謝申し上げます。

本特別委員会の任期も残りわずかとなりましたが、市民福祉の向上のため、さらなる議会改革に引き続き取り組んで参ります。

以上、議会改革推進特別委員会の中間報告といたします。